

脱炭素先行地域 石狩市中心核  
マイクログリッド構築事業

電力供給契約書（案）

令和6年10月

石狩市

**脱炭素先行地域 石狩市中心核マイクログリッド構築事業**  
**電力供給契約書（案）**  
**（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）**

石狩市（以下「甲」という。）と、●●（以下「乙」という。）は、脱炭素先行地域 石狩市中心核マイクログリッド構築事業（以下「本事業」という。）に関して、甲と乙を含む●●グループの構成員の間で締結された令和●年●月●日付基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、使用許対象物件上にて乙が所有する本発電設備を電源とする電力の供給について、次のとおり電力供給契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、基本協定において定義された用語は、別途定義がない限り本契約においても同様の意義を有する。

（目的及び連帯責任等）

第1条 甲及び乙は、募集要項等の条件及び提案書類の内容に基づき、乙が甲から行政財産の目的外使用許可（以下「本使用許可」という。）を受けた別紙1記載の物件（以下「使用許対象物件」という。）に太陽光発電設備（太陽光パネル、蓄電池及びパワーコンディショナーを含み、以下「本発電設備」という。）を設置し、本事業を行うことを目的として、本契約を締結する。

2 本契約、募集要項等及び提案書類の内容に矛盾又は齟齬がある場合、本契約、募集要項等、提案書類の順にその解釈が優先する。ただし、募集要項等と提案書類の内容に差異があり、提案書類に記載された性能又は水準が、募集要項等に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で提案書類の記載が募集要項等の内容に優先する。

[3 乙は、本契約に基づく乙の義務（損害賠償及び違約金支払債務を含むがこれらに限定されない。）を連帯して履行する責任を負う。]【注：乙が単独企業の場合は削除します。】

（本電力の供給）

第2条 乙は、本契約、募集要項等及び提案書類に従い本発電設備を運営し、本発電設備から電力を発生させ、石狩市役所、石狩市総合保健福祉センター（りんくる）、こども未来館あいぽーと、石狩市学校給食センター及び石狩市民図書館（以下総称して「PPA対象施設」という。）について、本発電設備と甲の所有し管理する電気系統との接続地点（以下「本接続地点」という。詳細は別紙2「本接続地点」に示す。）に電力を供給するものとする。

2 本契約の概要は次のとおりであり、詳細は次条以下に定めるとおりとする。なお、本項に記載する各料金の契約単価は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含むものとする。

- (1) 件 名 ●●電力供給
- (2) 電気料金 1キロワット時につき金●円●銭
- (3) 契約期間 本契約締結日から令和29年3月31日まで
- (4) 供給期間 令和●年●月●日から令和●年●月●日●時まで

3 乙は、第1項に基づき甲の所有し管理する電気系統を使用する場合には、善良なる管理者

の注意をもってこれを使用しなければならない。

(本電力の購入等)

第3条 甲は、乙が本発電設備から供給する総電力量のうち甲が使用する量（以下「本電力」という。）を購入し、本電力の量に応じた対価（以下「本売買代金」という。）を支払うものとする（以下「本売買」という。）。

2 本売買代金は、本発電設備の設置、維持管理・運営等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含んだものとし、甲は本電力の購入に関して本売買代金以外の支払いは行わない。

3 本電力に関して発生する非化石価値その他のすべての環境価値（本契約締結時にはないものの、将来、新たな概念として発生するものを含む。）は、甲による本売買代金の支払いと同時に乙から甲へ移転するものとする。

(所有権及び危険負担)

第4条 本売買において、本電力に対する所有権及び本電力における危険負担は、本接続地点で乙から甲に移転するものとする。

(供給期間)

第5条 本契約に基づく本電力の供給期間（以下「本供給期間」という。）は、令和●年●月●日（以下「運転開始予定日」という。）から令和●年●月●日●時までとする。

(使用許可)

第6条 甲は、乙が募集要項等及び提案書類を遵守しており、かつ乙が適法な使用許可申請を行うことを条件に、本供給期間並びに本発電設備の設置工事及び撤去工事に要する期間について、使用許可対象物件について本使用許可を行う。

2 甲は、使用許可対象物件を現状有姿にて乙に使用させるものであり、使用許可対象物件について及び契約不適合責任を一切負担しない。ただし、乙による使用開始後に使用許可対象物件に損傷等が生じ修繕等が必要と認められる場合は、当該損傷等が乙の責めに帰すべき事由に起因する場合を除き、甲の費用負担により修繕等を行う。

3 本使用許可の期間は毎年度末までとし、乙は、年度ごとに本使用許可の申請を行うものとする。

4 本使用許可に係る使用料は、免除する。

(本発電設備の設置工事等の実施)

第7条 乙は、本発電設備の設計及び設置工事前に必要な事前調査を実施する場合は、事前に当該調査の内容及び日程を甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、募集要項等に従い、本発電設備の設計図書の副本を甲に提出するものとし、正本を自ら保管するものとする。

3 本発電設備の設置工事については、募集要項等に従って行うものとし、工事開始日の14日前までに、本発電設備の仕様その他の図面及び工事計画を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

4 本発電設備の設置工事が完了した場合、乙は速やかにその旨を通知し、甲の要求する資料

を提出したうえで、甲による完成確認を受けなければならない。

5 事前調査及び設置工事等に関する費用等は、すべて乙が負担する。

(本発電設備の設置工事等に関する責任)

第8条 本発電設備の設置、保有及び撤去に際し、乙による施工のために甲若しくは第三者又は使用許可対象物件若しくは使用許可対象物件の存在する建物（以下「本件建物」という。）に損害が生じた場合、乙は速やかにこれを甲に報告し、甲の指示する復旧措置を乙の費用負担により行い、又は甲若しくは第三者に対してかかる損害を補償しなければならない。

2 本件建物に雨漏り等の不具合が生じた場合において、当該不具合の原因が不明であるときは、甲及び乙は、甲乙現場立ち合いの下、第三者である専門家の意見に基づき対応を協議するものとする。

(運転開始)

第9条 乙は、各使用許可対象物件ごとに以下の各事項が完了したことを条件として、当該使用許可対象物件に設置された本発電設備につき運転を開始するものとする。

- (1) 募集要項等及び提案書類に基づく全ての工事
- (2) 適用法令及び募集要項等にて規定された手法に則った本発電設備の運転前試験
- (3) 試運転の実施（甲が希望した場合立ち会うことができる。）
- (4) 前号の試運転の内容及び結果を記載したレポートの乙による甲に対する提出
- (5) 本発電設備について第7条に定める甲の完成確認が得られていること

2 前項各号の事項は、乙が自らの費用で手配し実施するものとする。

3 乙は、本発電設備の運転開始の5日前までに、第1項の各号の条件が充足した旨及び運転開始日を甲に対して通知するものとする。

(運転開始予定日等の変更)

第10条 乙は、天候の不良その他乙の責めに帰すことができない事由により運転開始予定日までに本発電設備の一部又は全部により発電された電力を供給することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に運転開始予定日の変更を請求することができる。ただし、乙は、本供給期間の延長を請求することはできない。

2 甲は、特別の理由により、運転開始予定日又は本供給期間を変更する必要があるときは、乙に対して本供給期間の変更を請求することができる。

3 前2項の変更については、甲及び乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知するものとする。

4 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が運転開始予定日又は本供給期間の変更事由が生じた日（第1項の場合にあっては、甲が運転開始予定日の変更の請求を受けた日、第2項の場合にあっては、乙が運転開始予定日又は本供給期間の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

5 前各項の手続によらず、乙が運転開始予定日までに合理的理由なく本発電設備の全部又は一部の操業を開始しない場合、甲は乙に対し、運転開始予定日から本発電設備の全部の運転

を開始するに至った日までの期間において、PPA対象施設について電力の調達のために甲が小売電気事業者に支払った電力料金（消費税等を含む。）から同期間において使用した電力量1 kWhにつき●円●銭【注：乙の提案単価とする。】を乗じた額（消費税等を含む。）を控除した額（マイナスの場合はゼロとする。）を、違約金として請求することができるものとし、乙は、甲から請求を受け次第速やかに支払うものとする。なお、違約金の計算において、甲が小売電気事業者に対して支払った電力料金は日割りで計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。

（本売買価格の算定と支払い）

- 第11条 本売買代金は、各月ごとに、毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までの期間（以下「計量期間」という。）中に本契約に基づき乙から甲へ供給された電力量（以下「供給電力量」という。）1 kWhにつき●円●銭を乗じた額（消費税等を含んだ額）とする。
- 2 乙は毎月10日までに前月の本売買代金支払分の請求書を甲に送付し、甲は請求書を受領した日から30日以内に支払う。送金手数料は甲の負担とする。
- 3 前項の支払期日が日曜日又は銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する政令で定める日（以下、「休日」という。）に該当する場合は、支払期日を翌日とする。また、翌日が日曜日又は休日に該当するときは、さらにその翌日とする。

（契約保証金）

- 第12条 契約保証金は、免除する。

（計量及び検査）

- 第13条 乙は、供給電力量を計測する為に、本発電設備に計測器を設置する。
- 2 乙は、各月の供給電力量を計量期間に電力量計に記録された値により計量し、その結果について甲の指定する職員による検査を受けるものとする。

（禁止事項）

- 第14条 乙は、以下に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 本発電設備を第1条に定める目的以外の用途に供し、又は募集要項等及び提案書類の内容に反して使用すること。
  - (2) 法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置（以下総称して「関係法令等」という。）に違反すること。
  - (3) 本発電設備の全部又は一部を、甲の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に賃借し又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利の設定をすること。
  - (4) 本発電設備の全部又は一部を、甲の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡し又はこれに担保権その他の権利を設定すること。
  - (5) 本契約及び本契約に基づく権利義務の全部又は一部を、甲の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡し又はこれに担保権その他の権利を設定すること。

(通知義務)

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、直ちに甲に通知しなければならない。

- (1) 天災その他の事故により、本発電設備の損傷・使用不能損失、及び人的健康・環境・設備に緊急事態が起こったとき。
- (2) 商号、住所又は代表者を変更したとき。
- (3) 合併、会社分割、解散、組織変更その他これらに類する変動が生じたとき。
- (4) 経営状況の悪化その他乙の事業継続が困難となるような事態が生じたとき。

(本発電設備の適正な使用等)

第16条 乙は、本発電設備の運転及び維持管理に当たっては、募集要項等及び提案書類の内容に従うとともに、本発電設備の保守及び防災について十分配慮するものとし、隣接地及び周辺に損害、迷惑等を及ぼすことのないよう善良な管理者の注意をもって運転及び維持管理を行わなければならない。

- 2 乙は、各種点検業務、立入り検査その他乙による本発電設備の維持管理・運営に必要な本件建物への立ち入り等を行う場合には、事前に甲に通知するものとする。
- 3 本発電設備の運転及び維持管理に要する費用は、募集要項等において甲が負担するとされているものを除き、すべて乙の負担とする。
- 4 甲が行う本件建物の改修工事等により生ずる一時的な使用許可対象物件の利用制限等について、乙は異議を申し立てないものとする。なお、甲は、当該一時的な利用制限等の範囲及び期間、並びに太陽光パネル等の撤去及び再設置工事（これらの工事の内容、方法及び実施者については、甲乙間で誠実に協議の上決定するものとする。）が、最小限となるよう配慮するものとし、工事着手の3ヶ月前まで（ただし、改修工事等について緊急の必要がある場合には、実務上通知可能な時期まで）に、工事内容（乙に係する箇所に限る。）を通知するものとする。

(本件建物又は本発電設備の滅失又は毀損)

第17条 乙は、自らの責に帰すべき事由によって本件建物又は使用許可対象物件を滅失又は毀損し、甲に損害が生じた場合には、直ちにその旨を甲に通知し、当該損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、自らの責に帰すべき事由によって本発電設備を滅失又は毀損し、乙に損害が生じた場合には、直ちにその旨を乙に通知し、当該損害を賠償しなければならない。
- 3 天災地変その他の不可抗力によって損害が発生した場合、本件建物及び使用許可対象物件に関する損害は甲の負担とし、本発電設備に関する損害は乙の負担とする。

(保険)

第18条 乙は、本使用許可の期間中において、甲が適切と認める内容の使用者賠償責任保険、総合賠償責任保険及び火災保険等に加入して維持するものとし、合理的な範囲で甲を追加被保険者とする。

(実地調査等)

第19条 甲は、乙について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、本発電設備を実地に調査し、又は乙に対して参考となるべき資料の提出その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査を拒み若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

- (1) 本発電設備に関し、乙が本契約に定める甲の承諾を求めたとき。
- (2) 乙が本契約の規定に違反したか又はそのおそれがあると甲が認めたとき。
- (3) 前各号のほか、乙の本発電設備の使用状況等に照らし、甲が調査を必要と認めたとき。

(甲の解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 乙が第14条の禁止事項に違反したとき。
- (2) 乙が運転開始予定日(第10条の規定により運転開始予定日に変更された場合は当該変更後の日をいう。)を5日経過しても、合理的な理由なく本発電設備の操業を開始しないとき。
- (3) 本使用許可が終了したとき(期間中に取り消されたとき及び期間満了により終了し更新されなかったときを含む)。
- (4) 前各号のほか、乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
- (5) 契約締結能力を有しない者又は破産手続開始決定を受けて未だ復権を得ない者であることが判明したとき。
- (6) 主務官庁から営業又は免許について取消又は停止の処分を受けたとき。
- (7) 破産、特別清算、会社更生又は民事再生開始の申立てを自ら行い、又は申立てを受けたとき。
- (8) 差押え、仮差押え、滞納処分又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (9) 乙又はその役員若しくは使用人が甲の信頼を失墜させ、若しくは秩序を害する行為を行った場合又は反社会的勢力に属することが判明したとき。
- (10) 営業内容、信用状態その他の本事業を遂行するうえで重要な事項に関し、甲に対して虚偽の報告を行っていたことが判明したとき。
- (11) 乙又はその役員若しくは使用人に、本契約を継続しがたい背信行為があったとき。
- (12) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(13) 基本協定が甲により解除されたとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲の請求に基づき、本契約が解除された日から契約期間の満了日までの期間に係るP P A対象施設における想定使用電力量1 kWhにつき●円●銭【注：乙の提案単価とする。】を乗じた額の10%に相当する金額]を違約金として甲に支払わなければならない。なお、「本契約が解除された日から契約期間の満了日までの期間に係るP P A対象施設における想定使用電力量」とは、本契約が解除された日の直前に終了した年度におけるP P A対象施設における1日当たりの平均電力使用量に、本契約が解除された日から契約期間の満了日までの実日数を乗じた値をいう。また、この違約金の規定は、解除により甲に生じた損害が違約金の額を超える場合において、当該超過分について甲が乙に損害賠償請求することを妨げるものではない。

(1) 前条の規定により本契約が解除されたとき（ただし、前条第1項第3号の場合については、乙の責めに帰すべき事由があるときに限る）。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前条の規定により本契約が解除されたものとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 乙は、前条の規定により本契約が解除されたときは、甲に対して補償を請求することはできない。

(原状回復等)

第22条 乙は、本使用許可の満了又は第20条の規定による契約の解除その他の事由により本契約が終了するとき（以下「契約終了時」という。）は、契約終了時まで、使用許可対象物件に乙が設置した本発電設備その他の工作物及び乙が行った使用許可対象物件への改良行為（以下「本発電設備等」という。）につき、自ら費用を負担して撤去又は原状回復（以下「原状回復等」という。）して、甲に明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の原状回復等の内容について、あらかじめ甲と協議し確認を受けるものとする。

また、原状回復等が完了したときは、直ちに甲の検査を受け確認を受けるものとする。

3 第1項の原状回復等の内容については、甲乙間で別途の合意をすることができる。

4 第1項の明渡しが遅延した場合、乙は甲に対し、明渡し完了するまでの間、明渡しが遅延した日数について、石狩市行政財産使用料条例（平成5年石狩市条例第17号）に基づき算出される使用許可対象物件にかかる通常の使用料相当額を損害金として支払う。

（有益費償還請求権及び立退料等の放棄）

第23条 乙は、契約終了時に、甲に対して有益費の償還、本発電設備等の買取り及び一切の補償立退料等を請求することができない。

（延滞金）

第24条 甲及び乙は、本契約に基づく債務を支払期限までに支払わないときは、支払期限の翌日から支払日までの期間について、延滞した金額につき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める割合で計算した金額に相当する延滞金を、相手方に支払わなければならない。

（損害賠償責任）

第25条 甲及び乙は、相手方の本契約に基づく義務の不履行により損害が生じたときは、相手方に対し損害賠償を請求することができる。

（天災地変）

第26条 天災地変、その他甲及び乙の責めに帰さない事由により本契約の目的の遂行が不可能となったときは、本契約は終了する。

2 前項の場合、甲及び乙は、相手方に対して名目の如何を問わず、一切の損害賠償請求を行わない。

（苦情その他紛争の処理）

第27条 乙は、本発電設備の運転及び維持管理に伴い第三者からの苦情その他紛争が生じたときは、自らの責任と費用においてその処理解決にあたる。ただし、甲の責めによる場合は、甲の責任により処理解決するものとする。

（秘密保持）

第28条 本契約の各当事者は、本契約に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
- (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
- (3) 開示者が本契約に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
- (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
- (5) 法令等に基づき又は裁判所等の公的機関により開示が命ぜられた情報

- 2 本契約の各当事者は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 3 前項の場合において、本契約の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。
- 4 甲は、前各項の定めにかかわらず、法令等の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 乙は、本契約に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、関係法令等その他甲の定める諸規定を遵守するものとする。
- 6 本条の規定の効力は、本契約終了後も存続する。

(契約の費用)

第29条 本契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(本契約の変更)

第30条 本契約は、甲及び乙双方の書面での合意がなければ変更することができない。

(協議)

第31条 本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議により解決するものとする。

(準拠法)

第32条 本契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。

(裁判管轄)

第33条 本契約に関する紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下余白]

以上を証するため、本契約書●通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲：  
石狩市

乙：

別紙 1 (使用許可対象物件)

**【注：募集要項等及び提案書類に基づき、甲乙間で協議のうえ作成する。】**

別紙 2（本接続地点）

**【注：募集要項等及び提案書類に基づき、甲乙間で協議のうえ作成する。】**